官報
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔法規的告示〕
○特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法の一部を改正する件（環境九）　一
〔その他告示〕
○組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物の公表を行う件（内閣府一一）　一
○銀行法第五十五条第二項の規定により主要株主認可がその効力を失った件（金融庁五）　二
○消防法第二十一条の四第二項により型式承認した検定対象機械器具等を同条第三項の規定に基づき公示する件（総務七六）　二
○住宅瑕疵担保責任保険法人の保険等の業務を行う事務所の所在地を変更する件（国土交通三七三）　三
○都市計画に関する件（同三七四）　三
○船舶安全法の規定に基づき、型式変更の承認をした件（同三七五）　四
○道路に関する件（関東地方整備局七二）　四
○道路に関する件（中部地方整備局一一一）　四
○都市計画に関する件（中国地方整備局二二一～二二四）　五
○道路に関する件（同二二五）　五
○道路に関する件（九州地方整備局三〇～三二）　五
〔国会事項〕
官庁事項　六
〔叙位・叙勲〕
令和八年度の溯河魚類のうちさけ及びますの個体群の維持のために国立研究開発法人水産研究・教育機構が実施すべき人工ふ化放流に関する計画（農林水産省）　六
指定保安検査機関の所在地の変更に関する公示（中国四国産業保安監督部）　六
労働　七
最低工賃の改正決定に関する公示（栃木労働局最低工賃公示一）　七
除籍が滅失した件（法務省告示配四八）　八
日本国に帰化を許可する件（同四九）　八
〔公告〕
諸事項
官庁　九
司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、無縁墳墓等改葬関係　九
裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、再生関係　二九
会社その他

法規的告示

○環境省告示第九号

平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号）第二十六条第一項第三号イ、第二項第四号ハ並びに第四項第二号イ及びハの規定に基づき、特定廃棄物の埋立処分に係る水質検査の方法（平成二十四年八月環境省告示第百三十号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月十六日　環境大臣　石原　宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

改正後	改正前
第一条　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。	**第一条**　平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法施行規則（平成二十三年環境省令第三十三号。以下「規則」という。）第二十六条第一項第三号イの環境大臣が定める方法は、次の各号に掲げる項目ごとに、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。
一～三　（略）	一～三　（略）
四　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇二―一の十三に定める方法による。	四　電気伝導率　日本産業規格Ｋ〇一〇一の十二に定める方法による。
五　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇二―二の六に定める方法による。	五　塩化物イオン　日本産業規格Ｋ〇一〇一の三十二に定める方法による。

その他告示

○内閣府告示第十一号

次に掲げる組換えＤＮＡ技術によって得られた生物を利用して製造された添加物については、食品、添加物等の規格基準（昭和三十四年厚生省告示第三百七十号）第２のＤに規定する安全性審査を経たので、組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査の手続（平成十二年厚生省告示第二百三十三号）第三条第四項の規定に基づき公表する。

令和八年三月十六日

内閣総理大臣　高市　早苗

組換えＤＮＡ技術応用食品及び添加物の安全性審査を経た添加物

品目	名称	申請者
プシコースエピメラーゼ	*Escherichia coli* Ｋ―12 Ｗ3110（pWKLP2）株を用いて生産されたプシコースエピメラーゼ	松谷化学工業株式会社